有価証券に係る会計処理について

資料３

１．有価証券に係る会計処理について

（１）注解２３の制定根拠について

・国立大学法人会計基準における満期保有目的の債券の範囲について

国立大学法人会計基準では注解２３において「長期保有の意思をもって取得した債券は、 資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分することとする。」と規定されており、企業会計よりも広く満期保有目的へ区分することとしている。

＜注23＞ 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分
１（略）
２ 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分することとする。

（２）注解２４における国立大学法人会計基準特有の処理について

注解２３のとおり、国立大学法人会計基準は満期保有目的と区分される債券の範囲を企業会計より拡大しているため、保有目的の変更を取り扱う注解２４においても、企業会計と異なる特有の処理を設けている。

①保有目的の変更があったものとされる場合の振り替え先を売買目的有価証券のみに限定し、その他有価証券への区分を認めていない。
②保有目的の変更があったものとされない例外規程において「満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において」との保有期間の定めを設けている。

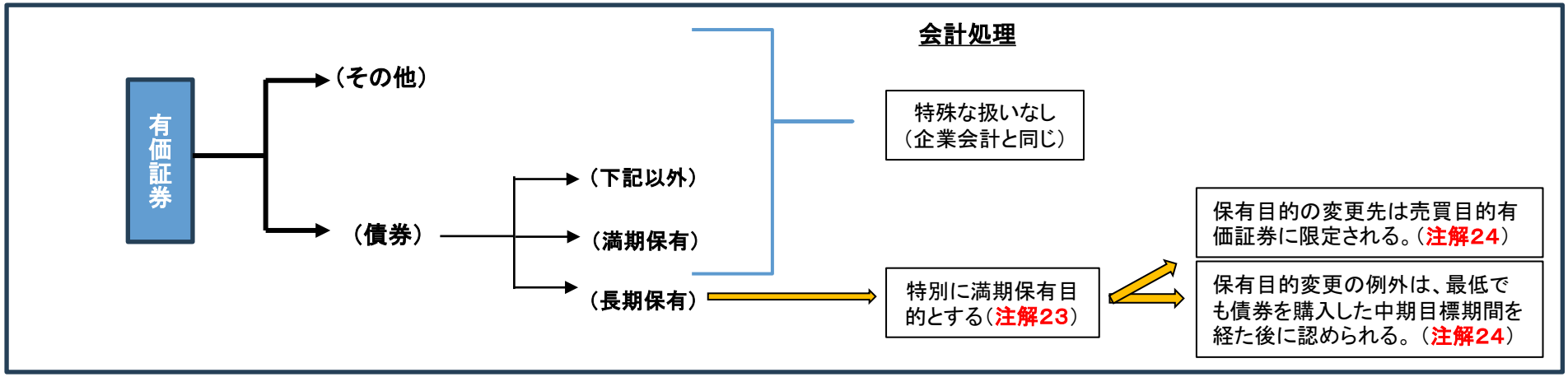
＜注24＞ 満期保有目的の債券の保有目的の変更について
満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該 売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合
(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は国立大学法人等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

有価証券に係る会計処理について

資料３

（参考）国立大学法人会計基準における有価証券の区分構造



（３）満期保有目的の債券に係る会計基準の趣旨と問題点について

①注解２３第２項の問題点

注解２３第２項では、「（前略）長期保有の意思をもって取得した債券は資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分することとする。」とされ、企業会計よりも広く満期保有目的を認めている。

これは、国立大学法人等の余裕金の運用は独立行政法人通則法第４７条の範囲内で、元本保証のある、債券による運用を前提としており、そうであれば法人業務を確実に遂行するために堅実な資金運用が強く求められることから、企業会計を修正し、運用損益がすべて損益計算書に開示されるよう有価証券をその他有価証券に区分することを制限するという趣旨で制定された基準であると考えられる（実務指針Ｑ３０－２Ａ１（４）、Ａ２）。

一方で、現在の国立大学法人等の資金運用は、独立行政法人通則法第４７条に基づくほか、国立大学法人法第３３条の５による規制緩和により、元本保証のない、多様な金融商品による運用が可能であり、原則とされる企業会計を修正してまでも運用損益をすべて損益計算書に開示させる必要性は乏しくなったものと考えられる。むしろ、規制緩和により多様な金融商品が取得できる現在においてはその他有価証券に区分すべき金融商品を保有することも一般的で、資金運用の会計処理において有価証券の保有目的に応じた区分を行う企業会計上の考え方との整合性が重要となっていると考えられる。

有価証券に係る会計処理について

資料３

②注解２４の問題点

注解２４は満期保有目的の債券を満期前に売却した場合の処理を規定しているが、ここでも注解２３第２項を前提として、企業会計の修正が行われている。すなわち、注解２３第２項が長期保有の債券を満期保有目的の債券に区分し、その他有価証券に区分することを制限しているために、保有目的の変更先は売買目的有価証券に限定され、また、保有目的変更の例外として満期保有の継続を認めるには、債券を長期保有（購入した中期目標期間後の中期目標期間まで）することが求められるという特殊な基準となっている。

ここで、注解２４は注解２３第２項を前提として企業会計を修正した規定であるため、注解２３第２項を維持する必要性が失われるのであれば、注解２４を維持する合理性も失われる。加えて、規制緩和により多様な金融商品が取得できる現在においては、保有目的に応じて企業会計上の考え方との整合性が重要となっていると考えられるため、企業会計でその他有価証券への振り替えを認めているのであれば、同様に認めることが妥当であると考えるし、また保有目的変更のペナルティを回避する目的で、本来であれば売却又は保有目的変更を行うべき債券についても長期保有するインセンティブが働いてしまい、会計基準が国立大学法人等の資産運用方針を誘導するという不適切な影響があると考えられる。

問題点まとめ

	注解23第2項	注解24
前提	・独立行政法人通則法第47条による運用 ・元本保証 ・保有する有価証券は債券	・注解23第2項の規程
企業会計の修正要否	・堅実な運用の要請が強く、運用損益をすべて損益計算書に計上するよう企業会計を修正する必要がある。	・注解23第2項の趣旨と整合するよう企業会計を修正する必要がある。
会計基準の趣旨	・保有する有価証券をその他有価証券に区分することを制限する。	・保有目的の変更先にその他有価証券を認めない ・保有目的変更の例外には長期保有が必要

問題点
・国大法33条の5により運用範囲は拡大 ・必ずしも元本保証なし ・保有する有価証券が多様
・企業会計を修正して運用損益をすべて損益計算書に計上する意義に乏しい。 ・多様な金融商品を保有目的に応じて適切に区分する必要。
・現在の運用実態と異なる前提に基づき、企業会計を修正している現行の注解23第2項、注解24の特殊な基準は不適切

有価証券に係る会計処理について

資料３

２．対応策

（１）国立大学法人会計基準注解２３、２４の改正（案）

国立大学法人等の資金運用実態と異なる前提に基づき企業会計を修正している注解２３第２項及び注解２４については、その政策的必要性が低下していることから、以下の通り廃止し、以後、原則である企業会計に従った会計処理をすることとしたい。

①注解２３

＜現行基準＞

＜注23＞ 満期保有目的の債券とその他有価証券との区分

1 その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式及び その他の関係会社有価証券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得 ることを目的として保有する有価証券が含まれることになる。

2 余裕資金等の運用として、利息収入を得ることを主たる目的として保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券であって、長期保有の意思をもって取得した債券は、資金繰り等から長期的には売却の可能性が見込まれる債券であっても、満期保有目的の債券に区分することとする。

注解23を削除
ただし、第１項の内容はその他有価証券の説明として一定の有効性があるものとして実務指針に移管

＜改正基準＞

＜注23＞ 削除

＜改正実務指針＞ ※改正案であり、具体的な内容は文部科学省と日本公認会計士協会の協議による

Ｑ〇〇 基準第30で区分されているその他有価証券とは具体的にどのような有価証券が含まれるのか

Ａ

その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券であり、長期的な時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券が含まれることになる。

有価証券に係る会計処理について

資料３

②注解２４

＜現行基準＞

＜注24＞ 満期保有目的の債券の保有目的の変更について
満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該 売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

(1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合
(2) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は国立大学法人等が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

注解23の削除に伴い注解24も削除
以後、企業会計（金融商品会計に関する実務指針 83項）を参照する

＜改正基準＞

＜注24＞ 削除

有価証券に係る会計処理について

資料３

＜企業会計（金融商品会計に関する実務指針 ８３項）＞

満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、満期保有目的の債券に分類された（ｉ）残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券（ii）又はその他有価証券に振り替えなければならない。さらに、（iii）保有目的の変更を行った事業年度を含む2事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないものとする。ただし、一部の債券について、以下のような状況が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものとはしない。したがって、これらの債券を売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替える必要はない。

（iv）
① 債券の発行者の信用状態の著しい悪化
② 税法上の優遇措置の廃止
③ 法令の改正又は規制の廃止
④ 監督官庁の規制・指導
⑤ 自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更
⑥ その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生

満期保有目的の債券を、担保差入れ、現先取引、レポ取引又は証券貸借取引の対象とした場合であっても、その契約期間が債券の償還期限と同じか又はそれより前となるとき及び返還される債券が実質的に同一であるときには、満期保有目的の区分を変更しない。

有価証券に係る会計処理について

資料３

■（参考）企業会計（金融商品会計に関する実務指針 ８３項）を適用する場合の影響まとめ

注解２４を削除し、企業会計（金融商品会計に関する実務指針 ８３項）を適用する場合の影響として以下が想定される。

（ⅰ）満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合
- 注解２４：売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとされる。
- 企業会計：残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとされる。

（ⅱ）保有目的の変更があったものとされた債券の処理
- 注解２４：売買目的有価証券に振り替えなければならずその他有価証券への振り替えが認められない。
- 企業会計：売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えが認められる。

（ⅲ）満期保有目的の債券を償還期限前に売却したのち、満期保有目的の債券へ区分することを制限する期間
- 注解２４：売却した債券を原資として購入する場合は債券の売却を行った中期目標期間終了まで制限
- 企業会計：財源に関わらず保有目的の変更を行った事業年度を含む２事業年度

（ⅳ）満期保有目的の債券を償還期限前に売却しても残りの債券の保有目的を変更したものと扱わない場合
- 注解２４：債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において売却した場合という保有期間の要件がある。金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換える場合が認められる。
- 企業会計：保有期間の要件はない。金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換える場合は認められない。

以上